

条例の主な規定内容

1 目的（第1条）

- 県が保証機関から回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、地域経済の振興に資する。

2 回収納付金を受け取る権利の放棄（求償権放棄の承認）（第3条）

- 保証機関は、求償権を放棄しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 当該求償権の放棄が、次の計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、知事は求償権の放棄を承認し、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。
 - (1) 株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
 - (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に規定する特定調停又は特定調停に係る事件に関し民事調停法に規定する裁判所が行う決定に基づき策定された事業の再生に関する計画（中立かつ公正な立場の第三者が策定を支援したものに限る。）
 - (3) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画
 - (4) 株式会社地域経済活性化支援機構が特定支援決定を行った中小企業者等に係る事業の承継に関する計画
 - (5) 特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
 - (6) 中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
 - (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
 - (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務を通じた支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
 - (9) 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画

規則で定めるガイドライン

- ・ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン及び同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
- ・ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン

3 議会への報告（第4条）

- 知事は、回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、議会に報告しなければならない。

4 施行期日（附則）

- 公布の日から施行する。